

(素案)

西表石垣国立公園石垣地域
管理計画

平成 21 年 月

九州地方環境事務所

那覇自然環境事務所

目 次

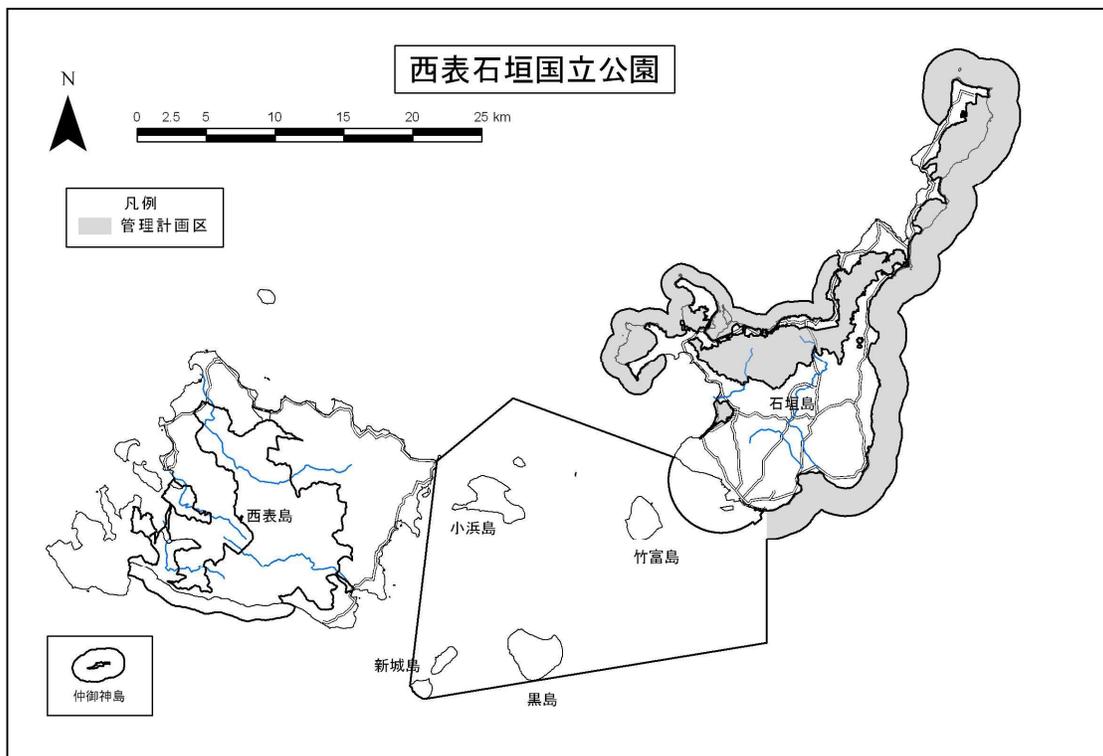
1 . 国立公園又は管理計画区の概況	1
(1) 管理計画区の範囲	
(2) 管理計画区の特徴	
2 . 基本方針	3
(1) 目指すべき姿	
(2) 管理の基本方針	
3 . 保全及び利用に関する事項	4
(1) 海岸景観タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(2) 亜熱帯照葉樹林タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(3) 干潟・マングローブ林タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(4) 海中景観タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(5) 共通項目	
ア. 野生生物の保護管理について	
イ. 地域との連携について	
4 . 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項	9
(1) 許可、届出等取扱方針	
(2) 公園事業取扱方針	
5 . その他第 1 の目的を達成するために必要な事項	21

1. 西表石垣国立公園（石垣地域）の概況

（1）管理計画区の範囲

本管理計画は、西表石垣国立公園のうち、石垣島及びその周辺海域を対象とする。区域については図 1-1 に示すとおり。

図 1-1 石垣管理計画区



（2）管理計画区の特徴

石垣島は、九州から台湾・中国大陸まで弧状に連なる琉球列島に位置する。琉球列島は、新生代の第三紀（約 2300 万年から 170 万年前）以降の激しい地殻変動により、大陸及び日本本土との分離・結合を繰り返しており、その地史的経緯から固有種や遺存種が多くみられる。地形・地質学的には、北・中・南琉球の 3 つに分けられ、石垣島は南琉球に含まれる。南琉球の生物相は、中琉球に含まれる奄美大島や沖縄本島周辺よりも台湾や中国大陸に近いといわれている。

現在の石垣島は、年平均気温 24℃、年間降水量 2000mm 以上の温暖・湿潤な気候で、山地は亜熱帯照葉樹林で覆われており、海域には広大なサンゴ礁が広がっている。美しい景観や豊かな自然環境は、石垣島のくらしや文化とも深く関わっている。それらの特徴を次の 4 つに分けて説明する。

サンゴ礁の海の青さと陸地の緑が織りなす亜熱帯景観

石垣島は広大なサンゴ礁に囲まれており、特に平久保半島から白保にかけての東側のリーフが発達している。サンゴ礁に含まれるサンゴや貝などの生き物のかけらが海岸にたまり、真っ白い砂浜を作り出している。海上から海を眺めると、浅海域の海底にたまった白い砂に反射してエメラルドグリーンに輝き、陸域の森林や牧草地の緑とのコントラストが美しい。

特に、平久保半島東側斜面の放牧地は、シバ草原の中にソテツが点在し、背後の山地部と前面に広がるリーフとが一体となった独特の眺めとなっており、石垣島の景観を特徴付けている。

森、干潟、海の豊かな自然環境

石垣島は県下最高峰の於茂登岳を有し、周辺には自然性の高い亜熱帯照葉樹林が広がっている。国の特別天然記念物であるカンムリワシ、国の天然記念物であるセマルハコガメ、キシノウエトカゲ、県の天然記念物であるアサヒナキマダラセセリ等の八重山地域に固有の希少動植物も多く生息・生育している。特に、国内希少野生動物種に指定されているイシガキニイニイは石垣島の一部にしか生息しておらず絶滅のおそれが極めて高いとされている。また、名蔵アンパルや吹通川の河口部に広がる湿地にはマングローブ林が発達し、様々な種類の魚介類が生息しており、それらをエサとする渡り鳥も多く集まる。

石西礁湖を含む石垣島周辺海域では、日本最多の360種以上の造礁サンゴ類が確認され、世界屈指の多様性を誇っている。中でも白保のアオサンゴ群落は北半球最大と言われており学術的な価値も高い。

周遊観光、リゾート型滞在、エコツーリズムなど多様な利用が展開

石垣島は、航空便の便数が多く、比較的アクセスのよい離島である。八重山諸島の玄関口となっており、飛行機で石垣島に来島した利用者は、ここから西表島などの離島へ向かう。石垣島への観光目的での来島者は約78万人（平成19年）で、近年増加傾向にある。さらに、新空港の建設（平成24年供用開始予定）により更なる増加も見込まれている。

国立公園内における観光の形態としては、レンタカーを利用して海岸沿いの景勝地やビーチを巡る周遊観光型利用が多く、特に川平湾や白保海岸のグラスボートは人気が高い。また、国立公園の周辺にはリゾート滞在が可能なホテルもあり、ゆったりと石垣島の自然を楽しむ利用者も多い。近年は、カヌーやスノーケリングなどの自然体験型のツアーも盛んである。

信仰・民話・習慣などの地域との結びつき

石垣島では、自然環境と信仰・民話・習慣などが深く結びついている。例えば、於茂登岳は古くから霊山とされ、地元振興の中心的存在である。於茂登の神は「ウムトゥテラシィ」で、この神への通し願いが島内の多くの御嶽で行われ、その中でも名蔵村の御嶽は於茂登岳の神の拝礼所とされている。また、野底岳には強制労働のため恋仲から離

ればなれにされた女性「マーペー」の悲哀の民話が言い伝えられ、地元の民話の代表的なものとなっている。その他、名蔵アンパルには干潟の生き物と生活習慣を結びつけた民謡が伝わる。

2. 基本方針

(1) 目指すべき姿

西表石垣国立公園（石垣地域）が、次のような国立公園となることを目指し、(2)の基本方針に基づき、適切な管理を推進していく。

亜熱帯特有の多様な野生生物が生息・生育する自然環境が適切に保全され、その自然とふれあえる機会や場所がある

住民を含む訪れる人々が、サンゴ礁を中心とした美しい景観を手軽に楽しむことができる

(2) 管理の基本方針

陸と海とが一体となった自然景観の保全

石垣地域の自然景観の特徴は、イタジイ、イスノキに象徴される亜熱帯照葉樹林又はシバ草原の中にソテツが点在する牧野とサンゴ礁の発達したエメラルドグリーンの海が一体となったコントラストの美しさであり、主要な展望地からの眺望を保全するため、眺望対象となる地域における適切な植生管理、景観保全に努める。また、人の手が加わることにより維持される牧野景観の保全・管理も重要である。

自然環境の保全

石垣地域には、照葉樹林、マングローブ、干潟、サンゴ礁などの亜熱帯を象徴する自然環境や琉球弧の地史を表す地形・地質が見られ、また、希少種や固有種が生息・生育することも魅力であり、それらの保全を図る。島嶼生態系は外来生物に対して脆弱であることから、それらの駆除や拡散防止に努める。

モニタリング等により科学的なデータの収集に努め、そのデータに基づいた順応的な管理を行う。地域で保全活動をしている個人や団体等との協力関係を構築し、情報の共有を図ることが重要である。

適正な利用の推進

近年、石垣島の観光者数は増加傾向にあり、展望地等からの自然景観の眺望だけでなく、トレッキングやダイビング等自然とのふれあいを通じた楽しみ方が盛んに行われており、それら自然資源の持続可能な活用を図るため、情報提供等により適切な利用を推進していく。

- ・ 展望地・利用地へのアクセス等地域情報に加え、適正な利用に関する情報の発信を推進する。
- ・ 関係機関等と協力し、自然環境に負荷を与えないように配慮しながら、自然を体験し、

地域の伝統文化に親しむエコツーリズムの推進に努める。

- ・ 主要な展望地及び利用地周辺においては、利用圧により自然が損なわれないよう、必要に応じた施設整備や維持管理を行い、適正な利用を推進する。

地域における積極的な管理体制の確立

地域の人々が、地域の自然環境及びそれを背景として形成され伝承してきた伝統・文化について、それらを誇りとし、大切にしていける心を育み、自らの子孫に伝え渡していくための地域づくりに寄与するよう努めるとともに、その取組を通じて国立公園の管理体制の充実を図る。

- ・ 地元の自然を象徴する国立公園の目指すべき姿や管理の基本方針等について情報交換する場を設け、地域住民との共通理解を得られるよう努める。
- ・ 地域住民の信仰の拠り所や伝統文化の観点から重要となっている場所においては、改変行為を極力抑制し、必要に応じて、関係機関と連携して再生していく。
- ・ 公民館や学校等の関係機関等と連携し、地域住民が地元の自然の大切さを実感できる機会を提供する等により、積極的に自然環境保全に参加する地域づくりを図る。
- ・ 国立公園内での農林漁業等については、自然環境に配慮するよう協力を求める。

3. 保全及び利用に関する事項

保全及び利用に関する事項は、国立公園に指定されている地域を景観の特性等により4つのタイプに分けて記載し、全域に共通の事項についても別途記載する。景観タイプは重複することもあり、重複する場合は両方の保全・利用方針を参照する。各場所の景観タイプ及び主要な展望地は表 3-1 及び図 3-1 のとおり。

(1) 海岸景観タイプ

ア. 保全に関する事項

- ・ 陸と海を一体として扱い、総合的な景観の保全を図る。
- ・ 眺望対象となる地域の景観を改変するような工作物の新築や土地の形状変更等の行為を抑制する。
- ・ 陸域における行為により、周辺海域への汚水、濁水、赤土等の流出防止に努める。
- ・ 景観を維持する上で人為的な管理を要する景観（特に、牧野景観）の保全については、地域（公民館、学校等）と連携し適正な保全・管理を図る。
- ・ 環境配慮技術に関する情報交換等により農業者が自然景観の保全に理解を深め、それらの技術を利用するなど、実践してもらうよう働きかける。

イ. 利用に関する事項

- ・ 関係機関と連携し、必要に応じ、周遊観光型利用のニーズに合わせた快適な利用施設を整備するとともに、適切な維持管理を推進する。

(2) 亜熱帯照葉樹林タイプ

ア. 保全に関する事項

- ・ 特定植物群落や希少野生動植物種の生息・生育地等自然環境保全上重要な地域については、厳正に保護する。
- ・ オオヒキガエル、シロアゴガエル、グリーンイグアナ等外来生物による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの駆除及び拡散防止に関する措置を講じる。
- ・ 主要な展望地から眺望される山稜線を分断させる改変行為については回避させる。
- ・ 工作物の色彩については、褐色、黒、濃緑色、赤褐色等亜熱帯照葉樹林と色彩が調和するものとする。

イ．利用に関する事項

- ・ 自然環境にできるだけ負荷を与えない、また、山岳信仰等地域の伝統文化を損なわない利用を推進する。
- ・ 関係機関と連携し、登山道、木道等、適切な利用のための施設の整備及び管理について検討する。
- ・ 学術研究の場としても重要であることから、研究目的の調査等には配慮するとともに、研究成果について共有するよう努める。
- ・ 環境教育の場としての活用していく。

(3) マングローブ林・干潟タイプ

ア．保全に関する事項

- ・ マングローブ林とそこに生息する多様な生き物や干潟とそこに集まる野鳥などを一体的に保全する。
- ・ マングローブ林の遷移は、自然にまかせることを基本とし、特に必要のない場合は、植樹等を行わない。

イ．利用に関する事項

- ・ 自然に負荷を与えない利用を推進する。
- ・ カヌーや干潟観察などゆっくりと自然を楽しむ利用を推進する。

(4) 海中景観タイプ

ア．保全に関する事項

- ・ サンゴの損傷を回避させる等によりサンゴ礁生態系の保全を推進する。
- ・ 密接する陸域における改変行為、汚水排出等による影響を回避するよう配慮する。
- ・ サンゴや熱帯魚等の密漁を防止するための普及啓発を行う。
- ・ 海中環境の現状把握のために漁業者、ダイビング業者と情報交換を行い、連携を図る。
- ・ 石西礁湖自然再生の取組と連携し、石垣島周辺のサンゴ礁再生に努める。

イ．利用に関する事項

- ・ サンゴなどの海の生き物に負荷をあたえないスノーケル、ダイビング等の方法の普及に努める。
- ・ サンゴ礁をテーマとした環境教育の場として利用を推進する。
- ・ 海水浴利用等の安全対策について普及啓発を行う。

表 3-1 場所ごとの保全対象、利用方法及び景観タイプ 表中の(1)～(4)は上記と対応

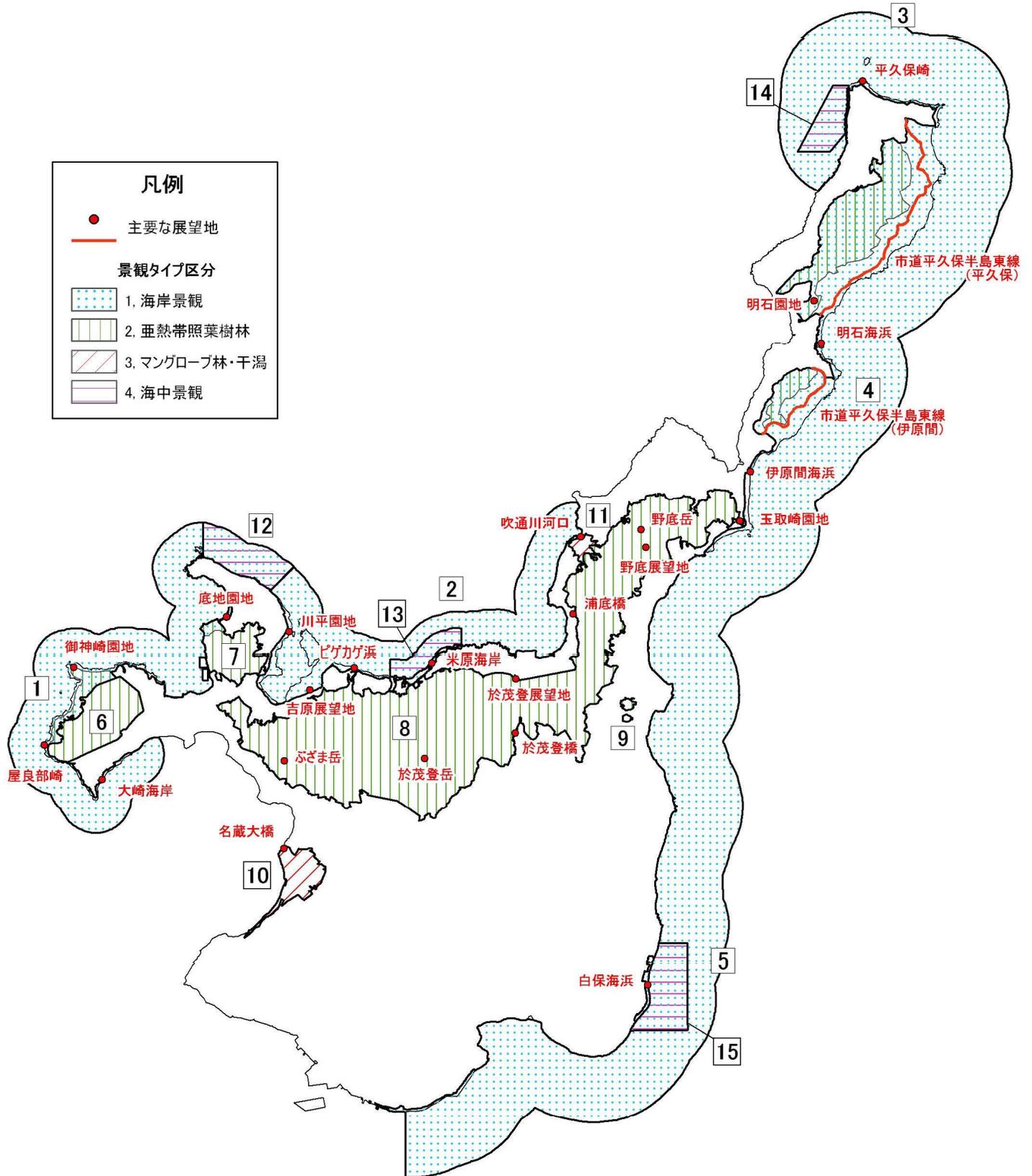
番号	場所	保全対象	利用方法	主要な展望地	(1)	(2)	(3)	(4)
1	屋良部半島 海岸	・浸食岩崖 ・風衝草地 ・カンムリワシ繁殖地	・観光(自然探勝)	・御神崎園地 ・屋良部崎 ・大崎海岸				
2	川平湾～米 原	・石灰岩砂浜 ・御嶽海岸林	・信仰(御嶽) ・グラスポート ・海水浴	・川平園地 ・吉原展望地 ・ピゲカゲ浜 ・米原海岸				
3	平久保崎・大 地離	・リーフ景観 ・アジサシ類繁殖地 ・牧野景観	・牧畜業	・平久保崎				
4	平久保半島 ～伊原間半 島東海岸	・牧野景観 ・ヤエヤマシタン自生 地 ・トムル層 ・ウミガメ産卵地	・牧畜業 ・パラグライダー	・明石園地 ・市道平久保半島東線 (平久保) ・明石海浜 ・市道平久保半島東線 (伊原間) ・伊原間海浜 ・玉取崎園地				
5	白保	・ウミガメ産卵地	・グラスポート ・海水浴	・白保海浜				
6	屋良部岳	・常緑広葉樹林 ・カンムリワシ繁殖地 ・トムル層	・観光(自然探勝) ・学術(地質)	・御神崎園地 ・屋良部崎 ・大崎				
7	前嵩	・常緑広葉樹林	・観光(自然探勝)	・底地園地 ・川平園地 ・吉原展望地				
8	ぶざま岳～ 於茂登岳～ 桴海於茂登 岳～ホウラ 岳～野底岳 ～金武岳	・亜熱帯極相林 ・常緑広葉樹林 ・ヤエヤマヤシ群落 ・カンヒザクラ自生地 ・カンムリワシ繁殖地 ・イシガキニイニイ生 息地 ・溪流景観 ・巨岩屹立	・信仰・民話(ウ ムトゥテラシ ィ、マーペー) ・レクリエーショ ン(登山) ・学術(希少生物)	・名蔵大橋 ・ぶざま岳 ・川平園地 ・米原海岸 ・於茂登岳 ・於茂登展望地 ・於茂登橋 ・浦底橋 ・吹通川河口 ・野底展望地 ・野底岳 ・玉取崎園地				

9	大 マ ン ゲ ー・小マンゲ ー	・隆起地層	・信仰・民話 ・学術(地質)					
10	名 蔵 アン バ ル	・マングローブ林 ・重要湿地 ・カンムリワシ繁殖地	・観光(自然探勝) ・レクリエーショ ン(野鳥観察、 カヌー、潮干狩) ・教育(民謡、環 境教育)	・名蔵大橋 ・ぶざま岳				
11	吹通川河口	・マングローブ林 ・重要湿地 ・カンムリワシ繁殖地	・観光(自然探勝) ・レクリエーショ ン(野鳥観察、 カヌー、潮干狩) ・教育(環境教育)	・吹通川河口 ・野底岳				
12	川平石崎	・高被度多種サンゴ群 集 ・海水透明度 ・多様なサンゴ礁魚類	・レクリエーショ ン(ダイビング)					
13	米原	・高被度多種サンゴ群 集 ・海水透明度 ・多様なサンゴ礁魚類	・レクリエーショ ン(ダイビング、 スノーケル) ・教育(環境教育)					
14	平久保	・高被度多種サンゴ群 集 ・海水透明度 ・多様なサンゴ礁魚類	・レクリエーショ ン(ダイビング、 スノーケル)					
15	白保	・アオサンゴ大群落	・漁業 ・観光(グラスボ ート) ・レクリエーショ ン(スノーケル) ・学術(生態) ・教育(環境教育)					

西表石垣国立公園(石垣地域)における景観タイプ区分と主要な展望地



凡例	
●	主要な展望地
景観タイプ区分	
	1. 海岸景観
	2. 亜熱帯照葉樹林
	3. マングローブ林・干潟
	4. 海中景観



(5) 共通項目

ア．野生生物の保護管理について

- ・ カンムリワシ繁殖地を中心とした行動圏内（半径 1km 程度）において改変行為等を行う場合には、繁殖等の行動を妨げないよう、専門家から意見を聴取した上で、保全措置を講じるものとする。
- ・ 希少あるいはその地域を特徴付ける植物（ミミモチシダなど）については、関係機関等と連携し、生育情報を収集しつつ、生息地における改変行為等を抑制する。
- ・ オオヒキガエル、シロアゴガエル等外来生物については、関係機関等が適切な対策を講じられるよう確認情報等を収集していく。
- ・ 生態系に悪影響を及ぼす恐れが多い移入植物（緑化植物、牧草等）については、極力導入しないよう促していくとともに、導入する必要がある場合は当該行為地より外に拡散しないよう適切な管理を行うよう指導していく。

イ．地域との連携について

- ・ 景観法に基づく「石垣市風景づくり条例」の枠組みや「石垣市風景計画」の景観基準と整合性を図り、地域と連携した景観保全を推進する。
- ・ 改変行為等については、地域住民の合意形成を得て、当該地域づくりに貢献できるものとなるよう促していく。

4．公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）（以下「許可、届出等取扱要領」という。）第 6 に規定するとおり、以下の二つによるほか、「3．保全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）

自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運営方針について（平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知）（以下、「細部解釈等」という。）

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）（以下、「普通地域内処理基準」という。）によるほか、「許可、届出等取扱要領」第 24 の 1 にある「風景を保護するために必要があると認める場合」について下記の取扱方針に定める。

石垣市では、平成 19 年 4 月に、景観法に基づく石垣市風景計画（以下、風景計画という。）を策定している。風景計画の範囲は石垣島全域を対象としており、西表石垣国立公園石垣地域の範囲と重なる。風景計画では景観形成基準として工作物の新築等の開発行為に対す

る詳細な基準を定めている。風景計画で保全・創出の対象とする良好な風景は、自然公園法が保護の対象とする優れた自然の風景地とも概ね重なるものである。風景計画の策定にあたっては、「石垣島の景観を考える市民会議」や「石垣市景観形成審議会」等の検討組織において市民や専門家からの意見聞き十分な検討を行っている。そのため、管理計画の許可、届出等取扱方針を定めるにあたっては、上記の景観形成基準との整合を図るよう努める。

風景計画においては、豊かな自然の残る地域を「自然風景域」、田園や集落等の文化的景観の見られる地域を「農村風景域」、市街地周辺を「市街地景観域」と分類しているため、本取扱方針においても同分類を踏襲する。なお、景観形成基準に変更があった場合は、以下の取扱方針のうち景観形成基準に合わせた内容となっているものは、原則として変更後の景観形成基準に合わせて取り扱うものとする。

また、景観法では景観計画に自然公園法の許可基準を定めることができる旨の規定がある（景観法第 8 条及び第 60 条）。現在の風景計画に書かれている景観形成基準は、環境省との協議を経ていないため自然公園法の許可基準として認められていないが、今後、協議を経て風景計画に自然公園法の基準が明記されるように石垣市と調整を図っていく。

行為の種類	取 扱 方 針
工作物の新築、 改築、増築	基本方針 自然風景を損なわずに周囲の景観に溶け込むように、立地、形態、色彩等に配慮し、できるだけ島産材及び自然素材を使用する。また、生態系に配慮し、可能な限り自然環境の改変を少なくするよう努める。建築物、その他の工作物については風景計画の景観形成基準に合わせて取扱方針を定める。また、都市計画法第 4 条第 12 項において定義される「開発行為」を伴う場合においては、景観形成基準に適合するよう配慮する。
(1) 建築物	景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。 高さ ・自然風景域では原則 17m 以下 ・農村風景域では原則 110m 以下 屋根 ア 山並や稜線の輪郭と調和するように、屋根形状は可能な限り勾配屋根にする イ 伝統的なまちなみ、歴史文化や風土と調和した風景を創出するため、屋根は可能な限り勾配寄棟造りとし、その場合の勾配は 4～5 寸程度を目安とする。 ウ 全面的な赤瓦勾配屋根の採用が困難な場合であっても部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。 エ 勾配屋根にする場合は、可能な限り沖縄赤瓦葺きを採用し、固定方法も漆喰を使用するなど伝統的風景の創出に心がける。 オ 陸屋根にする場合であっても、周辺の状況との調和を第一とする。

	<p>外壁</p> <p>ア 可能な限り木材や石材などの自然素材を用いる。やむを得ずブロック造りとする場合は、むき出しとせず漆喰やモルタル、或いは、塗装などにより景観に配慮する。コンクリート打ち放しの場合であっても、屋根その他の形態意匠が周囲と調和し、かつ周囲の緑化や修景と一体となって良好な佇まいを出すようにする。</p> <p>イ 原色を避け、白色、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。²</p> <p>ウ 彩度を2以下とし、背景に対して違和感が生じないような中間の明度を採用する</p> <p>(以下略)</p> <p>付属施設</p> <p>外構</p> <p>建築設備</p> <p>水槽</p> <p>建築物の壁面の位置</p> <p>¹ 周りの防風林の高さを超えない等景観を損なわないと認められる場合はこの限りではない。</p> <p>² 亜熱帯照葉樹林タイプなど、自然のままの風景を維持すべき地域については、焦茶等目立たない色にするよう指導する。</p> <p style="text-align: right;">【石垣市風景計画 (P.89～96)】</p>
(2) 道路	<p>基本的な配慮事項</p> <p>安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物(トンネルを除く)が極力発生しないように計画する。曲線半径や道路勾配等は、極力現地地形に順応するように設計されたものとし、工事による造成を最小限に抑え、主要利用地からの景観保全に留意する。また、支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。</p> <p>法面・擁壁</p> <p>線形を地形に順応させる等により法面の面積、高さ等を最小限とする。法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。</p> <p>長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るため、効果が期待できる場合には擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。</p> <p>モルタル吹き付けは原則として行わない。硬岩が露出し通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。</p> <p>落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色または焦げ</p>

	<p>茶色等の地肌色を勘案した目立たない色彩とする。</p> <p>緑化 法面等の緑化は、生態系等に配慮して、原則として以下の工法を用いる。</p> <p>ア 種子を用いない工法 自生種が侵入しやすい環境を整え、周囲からの自然散布により植生を復元させる工法</p> <p>イ 表土を活用する工法 直接改変域で発生する埋土種子等の含まれている表土を存置し、緑化に用いる工法</p> <p>ウ 自生種の播種・移植による工法 施工箇所周辺で調達した種子の播種、直接改変域に係る樹木の移植等により緑化する工法</p> <p>播種には原則として石垣島に自生する植物と同種の植物を用い、可能な限り地元産の種子等を用いるよう努める。石垣島に生育する植物のうち、緑化に適すると考えられるものを表 4-1 に記載する。</p> <p>交通安全柵 ガードレール等の付帯施設は交通安全上不可欠な箇所のみを設置する。設置する場合、景観に配慮して茶系統に着彩したガードレールもしくはガードケーブル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。</p> <p>側溝 両生類、は虫類等の小動物に配慮して、側溝に落ちて也容易に這い出せる構造にする。</p> <p>廃道及び工事跡地 道路改良等により廃道敷や工事跡地が生ずる場合、可能な限り修景緑化を行うよう指導する。</p> <p>残土処理 原則として公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域内における他の工事に緑化用客土として利用できる場合には、流用を検討する。</p>
(3)その他の工作物	<p>景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。</p> <p>共通する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然風景域の場合は、背景の状況（森、川、海、空など）に対して、適切な色彩を選択する。 ・彩度は2以下とする

	<p>垣・柵・塀</p> <p>ア できるだけ自然素材（木・石など）を使用し、周辺の自然風景や自然環境と調和するよう配慮する。</p> <p>イ ブロック塀やコンクリート塀を設ける場合は、高さや幅などが長大になると無機質で殺風景となるので、できるだけ小規模とし、漆喰やモルタルによる化粧やそのような風合いができるように塗装を施す。</p> <p>（以下略）</p> <p>擁壁 防球ネット等 煙突 鉄柱等 記念塔、電波塔等 彫像等 高架水槽 廃棄物等処理施設 アスファルトプラント等製造施設 石油等貯蔵施設 太陽光発電パネル等 風力発電施設 動車駐車施設 電線路等 自動販売機</p> <p style="text-align: right;">【石垣市風景計画（P.103～105）】</p>
木竹の伐採	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「自然公園内における森林の施業について（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とする。</p> <p>また、土地の形状変更、土石の採取等の開発行為の関連行為として樹木を伐採しなければならない場合、景観形成基準に合わせ、伐採を最小限に留め、特に、表4-1に掲げる樹種のうち「推定樹齢が20年以上のもの」又は「高さが5m以上のもの」は原則として伐採しないものとする。やむを得ず伐採する場合は、同等の樹木を他の場所へ植え替えして、ミチゲーション（代償措置）を行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">【石垣市風景計画（P.87,110）】</p>
鉱物の掘削、土石の採取	<p>景観形成基準に合わせ、行為地の状況が道路やその他の公共的な場所から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽されていること。</p> <p style="text-align: right;">【石垣市風景計画（P.110）】</p>

<p>広告物の設置等</p>	<p>基本方針 国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、関係機関と協力して広告物が乱立しないよう努める。許可に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致と調和するよう、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>設置場所 主要展望方向には設置しないものとし、かつ風致上の支障のない箇所を選定する。</p> <p>規模、材料、色彩等 目的に応じた大きさとするが、極力抑えられた規模とする。 支柱及び表示板の材料は、極力、木材、石材等自然材料を用いることとするが、案内標識、解説標識等表示面の汚損が想定される場合は、この限りでない。 また、表示面に使用する色彩は、焦茶色や無彩色等極力周囲の環境と調和したものとする。 設置した標識類が汚損した場合には、設置者の責任において修理・更新が迅速に行えるよう、設置者名・連絡先を明記する。</p>
<p>土地の開墾、土地の形状変更</p>	<p>新たに農地を開墾する場合には、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、マルチング及びグリーンベルトを施すなど、赤土等の流出が生じないよう対策に努める。</p> <p>沖縄県赤土等流出防止条例 (耕作の目的に供される土地の管理等) 17条 耕作の目的に供される土地(以下「耕作地」という。)を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生じないように周辺部への畦(けい)畔等の設置、土壌の団粒化の促進等を行い、当該土地の管理に努めなければならない。 耕作地の造成等に伴って、沈砂池、砂防ダム等が設置されている場合には、当該施設を管理する者は、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。</p>
<p>屋根、壁面等の色彩の変更</p>	<p>景観形成基準に合わせ、屋根は可能な限り沖縄赤瓦葺きを用いるよう指導する。壁面は原色を避け、白系、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。 亜熱帯照葉樹林タイプなど、自然のままの風景を維持すべき地域については、焦茶等目立たない色にするよう指導する。 【石垣市風景計画(P.89～96)】</p>
<p>植物の採取又は損傷 落葉落枝の採取 動物の捕獲又</p>	<p>申請書には、研究等の目的、採取・捕獲量、種類、既知見と申請に係る研究との関連、採取物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容について具体的に記載することとする。 採取・捕獲量は、研究目的及び現状の生育・生息状況に応じて必要最小限とし、公園利用者の多い時期や多い地区での採取・捕獲をさけるこ</p>

<p>は損傷 動物の卵の採取又は損傷</p>	<p>ととする。 採取・捕獲者は、必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていることが分かるように腕章等を着用する。 研究成果の共有のため、結果については、可能な限り学会、論文等で公開し、研究成果に対する情報提供を求められた場合には適切な対応をするよう指導する。</p>
<p>水面の埋立て</p>	<p>石垣地域は、サンゴ礁等、海域の景観や資源の重要性が高いことに鑑み、自然環境への影響が極力少なくなるよう配慮する。 普通地域においては「普通地域内処理基準」に適合しているかどうか審査するとともに、自然公園法施行規則第 11 条第 21 項の許可基準に準じて取り扱うものとし、必要な場合には、措置命令を行うことも含めて検討する。 やむを得ず埋立を行う場合には、埋立面積を最小限に抑える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所に報告するように指導する。</p>
<p>海面における 工作物の新築・改築・増築</p>	<p>海面において防波堤等の工作物を設置する場合、行為地にサンゴ群体がある場合は、行為地の付近もしくは施工後に設置した防波堤ブロック等へ移植する。またブロック等の表面を凸凹または粗面仕上げにするなどサンゴの活着がしやすい工夫を施す。移植したサンゴやブロック等へのサンゴの活着状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所に報告するように指導する。 普通地域において行われる行為であっても、可能な限り配慮を行うよう協力を求め、届出対象行為については、必要に応じて、措置命令を行うことを含めて検討する。</p>
<p>海底の形状を 変更すること</p>	<p>やむを得ず海底の形状を変更する場合は、変更する面積を最小限に抑える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所に報告するように指導する。 普通地域において行われる行為であっても、可能な限り配慮を行うよう協力を求め、海中公園地区から 1km の範囲で行われる場合には、必要に応じて、措置命令を行うことを含めて検討する。</p>
<p>汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること</p>	<p>極力、海中公園地区内に排出しないよう指導する。やむを得ず海中公園地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施し、可能な限り水質への影響がないように努めるよう指導する。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)」(以下「事業取扱要領」という。)によるほか、「3.保全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

事業の種類	取扱方針
1 道路(車道)	<p>基本方針</p> <p>安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物(トンネルを除く)が極力発生しないものとする。曲線半径や道路勾配等については、極力現地地形に順応するよう設計し、工事による造成を最小限に抑え、主要な展望地からの眺望に支障を与えないよう留意する。</p> <p>法面の処理方法</p> <p>線形を地形に順応させる等により法面の面積、高さ等を最小限とする。法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。</p> <p>長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るため、効果が期待できる場合には擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。</p> <p>モルタル吹き付けは原則として行わない。硬岩が露出し通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。</p> <p>落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色または焦げ茶色等の地肌色を勘案した目立たない色彩とする。</p> <p>緑化</p> <p>法面等の緑化は、地域の生態系等に配慮し、原則として次の工法を用いることとする。</p> <p>ア 種子を用いない工法</p> <p>自生する種が侵入しやすい環境に整え、周囲からの自然散布により植生を復元させる工法</p> <p>イ 表土を活用する工法</p> <p>改変行為で発生した埋土種子等を含む表土を存置し、緑化に用いる工法</p> <p>ウ 自生種の播種・移植による工法</p> <p>施工箇所周辺で調達した種子の播種、地形改変域に係る樹木の移植等により緑化する工法。</p> <p>播種には原則として石垣島に生育する植物と同種の植物を用</p>

	<p>い、可能な限り地元産の種子等を用いるよう努める。石垣島に生育する植物のうち、緑化に適すると考えられるものを表 4-1 に記載する。</p> <p>交通安全柵 交通安全柵は交通安全上不可欠な箇所だけに設置する。設置する場合、茶系統に着色したガードレールまたはガードケーブル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。</p> <p>側溝 両生類、は虫類等小動物に配慮し、側溝に落ちて也容易に這い出せる構造とする。</p> <p>廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じる廃道敷及び工事跡地は可能な限り修景緑化を行う。</p> <p>残土処理方法 原則として、公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域内における他の工事に緑化用客土等として利用する場合には、その流用を認めることができるものとする。</p> <p>付帯施設 ア 休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等付帯施設については、利用状況等を踏まえ必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。 イ 当該施設を整備するにあたっては、「(2) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。 ウ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は最小限に留める。</p> <p>管理運営方法 ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。 イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。</p>
--	---

<p>2 道路（歩道）</p>	<p>基本方針</p> <p>人と自然のふれあいを促進することを目的とした歩道を整備するものとし、その整備にあたっては利用者の安全及び雨水等による浸食防止等に配慮する。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 休憩所、展望施設及びトイレ等付帯施設については、利用状況等を踏まえ必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 当該施設を整備するにあたっては、「(2)許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。</p> <p>ウ 歩道以外への立入りにより動植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>エ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は最小限に留める。</p> <p>管理運営方法</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。</p> <p>イ 危険箇所点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。</p>
<p>3 園地</p>	<p>基本方針</p> <p>展望地、海浜地、樹林地等の各地区に特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、各種レクリエーション等人と自然のふれあいを促進するよう配慮する。整備にあたっては、施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、標識、案内板等が展望を阻害することないように設置について十分配慮する。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 休憩所、展望施設及びトイレ等付帯施設については、利用性及び管理面を考慮し、適切な配置とする。</p> <p>イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に設置し、必要な場合には外国語を併記する。</p> <p>ウ 当該施設を整備するにあたっては、「(2)許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。</p> <p>通景の確保</p> <p>主要な展望地で優れた景観が眺望できる箇所については、展望を確保するため、適切な枝払い、抜き切り等を行い、通景を確保する。</p>

	<p>管理運営方法</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。</p> <p>イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。</p> <p>その他特記事項</p> <table border="1" data-bbox="521 464 1333 1444"> <thead> <tr> <th data-bbox="521 464 740 506">園地の名称</th> <th data-bbox="740 464 1333 506">取扱いに特に配慮する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="521 506 740 632">明石</td> <td data-bbox="740 506 1333 632">・付帯施設等以外への立入りにより植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 632 740 758">底地</td> <td data-bbox="740 632 1333 758">・利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 758 740 842">川平</td> <td data-bbox="740 758 1333 842">・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 842 740 968">米原</td> <td data-bbox="740 842 1333 968">・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 968 740 1094">御神崎</td> <td data-bbox="740 968 1333 1094">・施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 1094 740 1136">名蔵アンパル</td> <td data-bbox="740 1094 1333 1136">・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 1136 740 1444">白保</td> <td data-bbox="740 1136 1333 1444">・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	園地の名称	取扱いに特に配慮する事項	明石	・付帯施設等以外への立入りにより植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。	底地	・利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。	川平	・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。	米原	・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。	御神崎	・施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。	名蔵アンパル	・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	白保	・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。
園地の名称	取扱いに特に配慮する事項																
明石	・付帯施設等以外への立入りにより植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。																
底地	・利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。																
川平	・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。																
米原	・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。																
御神崎	・施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。																
名蔵アンパル	・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。																
白保	・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海に放出しないものとする。																
4 野営場	<p>基本方針</p> <p>海浜地等の各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じた自然のふれあいを促進するよう配慮する。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。既存施設については、快適な利用環境を保持できるよう管理を行う。</p> <p>イ 付帯施設の整備にあたっては、「(2)許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。</p>																

	<p>管理運営方法</p> <p>ア 利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。</p> <p>イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理が可能な箇所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。 なお、くずかご等の設置の際はごみの飛散がないよう対策を講じる。</p> <p>ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。</p> <p>エ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。</p>
--	--

表 4-1 伐採しないように努める樹種及び修景緑化等に用いる樹種

樹種	生長	乾湿	陰陽	樹高(m)	耐潮	耐風	備考
アカテツ	遅	中	陽	10	強	強	石灰岩土壌好む
イヌマキ	遅	湿	中	20	中	中	
ウメ	早	湿	陽	6	弱	中	
オオバアコウ							
オオバユウカリ							
カユブテ		中	陽		中	中	東南アジア原産
カンヒザクラ	早	中	陽	10	弱	中	
ガジュマル							
ギランイヌビワ							
クワノハエノキ							
コバンノアシ							
サキシマスオウノキ							
サキシマハマボウ							
シマグワ							
センダン							
タブノキ							
テリハボク							
デイゴ							
ハスノハギリ							
ハマザクロ							
ヒルギ							
フクギ							
マルバチシャノキ							
モモタマナ							
ヤエヤマコクタン							
ヤエヤマシタン							
ヤエヤマヤシ							
リュウキュウマツ							

5 . その他必要な事項

(他地域の記載事例)

- ・ 地域の開発、整備に関する事項
- ・ 利用者の指導に関する事項
- ・ 広報活動に関する事項
- ・ 地域の美化修景に関する事項
- ・ 各種団体との連携に関する事項